

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 フィールズ株式会社
代表者名の役職 代表取締役社長
氏名 山本 英俊
(コード番号 2767)
問い合わせ先
取締役管理本部長 山中 裕之
電話 03-5784-2111 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 18 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- ① 子会社を含めた事業活動の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- ② 執行役員の詳細につきましては、執行役員規程に定めており、現行定款第 26 条（執行役員）および第 27 条（執行役員規程）を削除するものであります。
- ③ 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号 以下「整備法」という。）および関係政省令が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - [1] 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴い、株主の皆様への株主総会に関する情報提供をさらに充実させるため、変更案第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - [2] 取締役会においていわゆる書面決議が認められたことに伴い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 23 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - [3] 社外監査役にふさわしい人材の確保を容易にするべく、社外監査役との間で賠償責任限定契約を締結できるよう、変更案第 35 条（監査役の責任免除）に第 2 項を新設するものであります。
 - [4] 上記のほか、定款に一定の記載があるものとみなされる事項について規定を新設するとともに、定款全般について用語、表現および引用条文の変更ならびに条数の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生日は、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 18 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〱 (省略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) インターネットを利用した各種情報提供サービス業</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 不動産の賃貸、管理、保有ならびに運用</p> <p>(8) 〱 (省略)</p> <p>(12)</p> <p>(13) ライブハウスおよび飲食店の経営</p> <p>(14) 〱 (省略)</p> <p>(18)</p> <p>(19) 宝石、貴金属、貴石、貴金属製品、装身具、小間物、日用品雑貨、織物、衣服、衣料用繊維製品、衣料雑貨品および履物の卸ならびに販売</p> <p>(20) 〱 (省略)</p> <p>(23)</p> <p>第3条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〱 (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(4) インターネットを利用した各種情報提供サービスおよび通信販売</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 不動産の賃貸、管理、<u>売買</u>およびその仲介</p> <p>(8) 〱 (現行どおり)</p> <p>(12)</p> <p>(13) <u>ホテル等の宿泊施設、ライブハウス、飲食店</u>および接骨院の経営</p> <p>(14) 〱 (現行どおり)</p> <p>(18)</p> <p>(19) 宝石、貴金属、貴石、貴金属製品、装身具、小間物、日用品雑貨、<u>化粧品、医薬部外品</u>、織物、衣服、衣料用繊維製品、衣料雑貨品および履物の販売</p> <p>(20) 〱 (現行どおり)</p> <p>(23)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、1,388,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日) 第7条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による<u>公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,388,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>前項ならびに本定款に定めのあるもののほか必要がある時は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および端株の買取り、株券喪失登録その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および端株の買取り、株券喪失登録その他株式および端株に関する請求、届出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期) 第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要あるときに随時これを招集する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の<u>他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(株主総会の議事録)</u></p> <p>第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置くものとする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、<u>3名以上、10名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第16条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の<u>議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役または退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第18条 会社は、<u>取締役会の決議により</u>、代表取締役若干名を定める。 (新設)</p> <p>(役付取締役) 第19条 <u>当社は取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第20条 取締役会は、法令の別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し議長となる。ただし、取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置くものとする。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会に関する事項は、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同条第 1 項 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、商法第 266 条第 19 項の規定により社外取締役との間に、<u>同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 23 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(執行役員) <u>第 26 条 当社は、取締役会の決議に基づき若干名の執行役員をおくことができる。</u> <u>2. 執行役員は、取締役会の定めた方針に従い、社長より委嘱された業務執行の一部を担当する。</u></p> <p>(執行役員規程) <u>第 27 条 執行役員に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>(選任) 第 29 条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期) 第 30 条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 31 条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前までに退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集の手続)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の権限)</p> <p>第33条 監査役会は、監査報告書の作成、会計監査人の選任に関する議案の同意、その他法律に定める権限を有するほか、その決議によって、監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第37条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第 39 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの<u>年 1 期</u>とする。</p> <p>2. <u>当社の決算期は毎年 3 月 31 日とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの<u>1 年</u>とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第 40 条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し支払うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(以下、中間配当という。)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 42 条 <u>利益配当金または中間配当金については、その支払いの開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>第 30 条の規定に関わらず、平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、なお従前のおり任期は 3 年とする。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 39 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削除)</p>